

ギンザー教授の 「減価償却と固定資産」について

山 谷 公 基

目 次

- I はじめに
- II 問題の所在
- III 工場施設の会計記録簿
- IV 減価償却の算定方法とその処理方法
- V 減価償却累計額に対する遡及修正
- VI その他の問題
- VII おわりに

I はじめに

本稿では、前号と同じギンザーの主著から10章を取り挙げる。10章の表題は減価償却と固定資産¹⁾である。ページ数で言うと pp. 107—134にわたる部分である。主著では、序文（本稿では、II問題の所在としている）も入れて九項目が論じられているが、本稿においてはその内容から五つの項目にまとめて論じている。目次で言えば、II～VIである。

どういう事が論じられているか、簡単にふれておこうと思う。IIでは、減価償却に関する全般的な問題点が論じられている。例えば、減価償却について歴史的原価と現在原価を採用した場合の利潤における相異点、貸借対照表における資産の価値の不統一性、資産の価値と減価償却費の発生と

の相関性、指数の問題等が論じられている。

Ⅲでは、会計の帳簿組織の事が論じられている。ギンザーは現在原価会計を採用するので、その分帳簿組織も複雑化する。詳細な計算は補助元帳の方でなされる。すべての勘定の合計額は時価で統一されている。また、統制勘定を用いる点に、特徴がある。

Ⅳでは、売上原価の算定の場合もそうであったが、減価償却費の算定についても年平均の算定方法が採用される。その場合、各月末の減価償却費が用いられる。各月末の減価償却の合計額が現在原価による年平均額を表すとするのである。その算定方法、処理方法がくわしく論じられている。

Ⅴでは、減価償却累計額に関する遡及の問題点、解決方法が多くのページ数を用いて、くわしく論じられている。その特徴は通常の方法と異なり、資産再評価剰余金勘定を用いて処理するという点にある。ギンザーはこの処理方法をリトロスペクティブアジャストメント (Retrospective Adjustment) とよんでいる。

Ⅵでは、加速償却および無形資産とその一種である営業権について論じている。加速償却は売上原価計算における後入先出法と関連させて論じている。無形資産また営業権も可能な限り、現在原価を用いるべきであると論じている。

注

- 1) これについて、筆者は「価格変動会計における減価償却の会計処理」九州産業大学「商経論叢」1993年11月, pp. 38—46で部分的に取り扱ったことがある。

II 問題の所在

ソロモンズ教授 (Professor Solomons) は次のように述べる。「もしも、価格がすべての周りで2倍になるならば、販売高と現在原価との間の隔たりもまた以前の2倍になるであろう。しかし、歴史的な原価を基礎とする減価償却 (すなわち、販売高は2倍になり、減価償却は変化なしでそのままである故に) は2倍以上となる利潤を示す額を算定することとなり、それは誤りに導くことになるであろう」¹⁾と。もしも、減価償却が現在原価で利潤決定過程を構成しないならば、その利潤は明らかに過剰に表示されることになる。(p. 107参照)

会計調査研究No. 6 は次のように述べる。「もしも、貸借対照表諸勘定(固定資産も含めて) が(現在価値で) 再表示されないならば、修正された純利潤数値は制限された有用性をもつであろう。たとえば、意味ある利益率は修正された純利潤と非修正のあるいは部分的に修正された株主持分とを比較することによっては算定され得ない」²⁾ (p. 107参照) と。損益計算書の諸勘定だけでなく、貸借対照表の方も修正すべきである、とする。

ペリーメイスン教授 (Professor Perry Mason) は次のように述べる。「現金、売掛金また買掛金は現在ドルで表示されるが、棚卸資産また特に工場設備は、それらがほとんど常に過去のドル価値の混合物である故に、非比較性項目の集合体である」³⁾ (p. 107参照) と。

エドワードとベル両教授 (Professors Edwards and Bell) は次のように述べる。「価格変動の期間において固定資産を評価すること、減価償却費を決定することに含まれる諸問題は棚卸資産と使用される原材料の原価に関する問題よりも以上に、最近広く取り扱われるようになってきた。これ

には、二、三の理由が考えられる。1900年になってから、価格は上昇傾向になった。減価償却費を計算するための種々の方法に基づく報告利潤の影響は種々の棚卸資産原価計算方法に基づく影響よりも持続的であるからである。二番目に、減価償却問題は棚卸資産の場合と異なり、固定資産が一会計期間において使用されつくすということを仮定され得ないという事実によって複雑になるのである。期間費用は歴史的な原価基礎においてさえ、結局ある状況のもとにおける見積額である。最後に、現在原価の決定は棚卸資産の場合におけるよりも固定資産の方が多くの複雑な問題を有している。それは使用される固定資産のための確立した市場がないかもしれないということ、また技術的な変化によって、企業に所有されていないものと（年代は除いて）正確に同じ新しい資産が市場（店頭）から消えさっているかもしれない、ということによるのである」⁴⁾ (p. 107参照) と。

ここでの議論は、価格が変動するもしくはしない時、会計組織において減価償却費を賦課する場合の各種の方法についての相対的長所を取り挙げて、あれこれ論じようとするのではない。多くのことがこの分野で論ぜられてきたし、また多くの人々は、減価償却とは、一資産が使用されている会計期間にわたってその資産を原価として割り当てることであるという見解に同意しているように思う。このことがこれらの歴史的な原価を現在原価で再表示するという正しい実践を防げる理由なのではない。(p. 107参照)

減価償却は、主として資金を提供するという計算法ではない。減価償却を賦課するということが資金の蓄積に役立つ傾向にあるということは、単に第2の効果である。会計上の利潤額は減価償却費によって減少させられるし、そして配当金による流出額はまたそれ故にそれを減少させる。(p. 108参照) すなわち、減価償却は第1に利潤計算に関係している、ということである。

固定資産が購入される時、資産が含む有効な用役単位の量とまたこれらが資産によって放棄されるであろう (will be given up) その期間のこれらの量の両方とを見積ることがなされるべきであるということが考えられる。減価償却費は、その場合各年において放棄される有効な用役単位の量に基づかされるべきである。もしも、資産が10年間にわたって、同量の用役単位 (すなわち、各年における同等な有効性ととともに) を放棄するであろうということが想定されるならば、その場合資産切り下げについて定額法が用いられるべきである。他方、もしも資産がその耐用年数にわたって有効な用役単位の放棄によって、その量を逡減的に減少させていくということが想定されるならば、その場合ある形の逡減減価償却法が用いられるべきである。(pp. 108—109参照)

しかしながら、ある期間における減価償却費はある予期されない陳腐化要因もしくはその期間に明らかになると見込まれる他の諸変動を含んでいるということが最も重要である。もしも、減価償却費の部分が前期における利潤額について誤った表示に関係しているならば、未分配の利潤額に対してこのある部分は賦課されることが可能である。(p. 109参照) これは減価償却累計額の遡及修正を言っているのではなく、単なる過年度の減価償却の訂正を意味するものである。

各年の減価償却費はその年の固定資産によって放棄されたもしくは失なわれた用役単位の現在原価であるべきである。“われわれはこの期間に用いられたもしくは断念した用役を、またこれらの用役のこの期間における価格を単に知る必要がある”⁵⁾。(p. 109参照)

もしも、ある製造業者が1950年に100,000ドルで20年間の耐用年数を有する工場施設を購入した場合、またもしも1960年において同等の工場施設の現在原価が100%増加して200,000ドルになった場合、1950年の工場施設に

よって放棄される1960年の用役単位の現在原価は1年につき10,000ドル(定額法を用いれば)であり, 5,000ドルではないであろう。もしも, 現在原価が用いられないならば, (配賦について原価を仮定すれば)生産された製品の単位原価と純利潤数値における相違額が重要であるであろう。純利潤は1960年にとっては, 概算で5,000ドル余分に表示されるであろう。(p. 109参照)

価格変動時における棚卸資産の会計の場合には, 指数について悩む必要はほとんどない。多くの場合, 実施される棚卸資産項目の特殊現在原価単位は確かめられうる。不運にも, 全く同一の固定資産項目のこのような特殊現在単位原価は関係する項目の種類に依存していて, すなわち多くのあるいは大抵の場合, 容易には利用可能でない。(p. 109参照)

これに関して, エドワーズとベル両教授は次のように述べている。「ある種の固定資産は新しい生産物として継続せる市場があるし, 機械的变化をほとんど受けない。期末におけるそのような新しい資産の現在購入価格は原材料の現在購入価格の場合と同じやり方で, 電話によってもしくは販売会社の年度末価格表示によって得られうる。また, この場合使用している減価償却方法が正確であるということを仮定すれば, 使用している固定資産の減価償却の現在原価は新しい(現在原価価値)基礎による減価償却を考慮することによって求められうる。しかし, 明らかにこの簡単な手続きは個々の設計書によって作られる資産あるいは著しい技術変化を伴う資産にとっては可能ではないであろう。特別に設計した倉庫の建物あるいは組立工程は, 明らかに現在原価の減価償却のための資料として新しい購入価格を容易には得にくい。もしも, 蒸気力による蒸気シャベルがもはや製造されていないならば, それをいまだ使用している建設会社は新しい製品の正確な原価を確かめることは出来ない。新しい電気の力あるいはディーゼ

ル力によるシャベルの原価が新しい蒸気力によるシャベルの現在の原価の近似値として役立つかもしれないしあるいはそうでないかもしれない。もしも、質的变化が著しい場合（われわれがその場合においてあるべき質的变化を予期するであろう時でも）、使用されている古い資産の現在原価を決定するための基礎として新しく改良された代用生産物の価格を用いることは誤りに陥いるであろう。われわれが測定しようとするのはある期間にわたって、資産によって与えられる一般的な現在用役ではなくて、企業家が採用するために選択するもしくははまだ使用している特殊な固定資産の現在原価であるということが思い出されねばならない」⁶⁾ (pp. 109—110参照)と。

同一の資産の現在原価が利用可能でないならば、特殊価格指数の使用が推奨される。そして、このことは本書の5章で述べられた。すなわち、この目的のためにより多くの特殊価格指数が用いられれば用いられる程よいであろう。各々の企業のために、各々のこのような資産のために作成される個々の指数は理想的な場合であるが、もちろんこれは多くの場合において経済的に実践可能ではないであろう。各々の企業によって用いられるある種類の資産もしくは各々の産業において用いられるある型の資産、もしくは数種の企業によって用いられる同様な型の資産ごとの指数を作成することは可能であろう。これらのあるものは高い正確性を有するであろうが、しかしその指数は個々の企業の、個々の資産の特殊原価からはますます離れるであろう。また、その企業の会計記録と報告はさらに正確性を欠く傾向になるであろう、(p. 110参照)と。

しかし、ギンザーは結論としては、次のように述べる。政府の統計局によって、また他の私的な組織によって作成される種々の価格指数の一つを用いることによって、すなわちさらにくわしく言えば、特殊な資産のため

にあるいは各状況における資産グループのために一つの最も適した指数を用いることによってかなりの程度正確な現在原価を見積ることは可能である。(p. 110参照)

固定資産の全価値は、特殊価格あるいは特殊価格指数が重大な変動をしていると考えられる時にはいつでも、再表示されるべきである。固定資産の純価値は放棄されるすべての用役単位、考慮外の陳腐化要因また見込みにおける他の諸変動の現在原価を含む減価償却費を考慮して決定されるべきである。(pp. 110—111参照)

注

- 1) Solomons, D., *Accountants' Journal*, October 1948.
- 2) A.I.C.P.A. Accounting Research Study NO. 6, *Reporting the Financial Effects of Price-level Changes*, pp. 54-55.
- 3) *Price-level Changes and Financial Statements—Basic Concepts and Methods*, p. 11.
- 4) Edwards, E.O. and Bell, P.W., *The Theory and Measurement of Business Income* (University of California Press, 1961), pp. 161-162.
- 5) *Ibid.*, p. 175.
- 6) *Ibid.*, pp. 185-186.

III 工場施設の会計記録簿 (Plant Registers)

ギンザーは減価償却に関して工場施設についても棚卸資産と同じような帳簿組織を設ける。

価格が変動しているあるいはしていない場合でも、すべての企業は固定資産の各々の種類のために工場施設の会計記録簿を使用すべきである。また、この会計記録簿は総勘定元帳における関連する統制勘定と実際に結ばれた補助元帳の形式をとるべきである。すべてのオートバイ (motor vehi-

cles)について一つの会計記録簿が、所有地、建物、機械項目、またその他のもののために他の会計記録簿がそれぞれ使用されるべきである。さらに、各々の会計記録簿においては、各々のオートバイ、各々の土地の項目、各々の建物、各々の機械項目、その他のもののために別々のページが用いられたりあるいは別々の記録がなされたりすべきである。また、これらにおいては、歴史的原価、再評価、減価償却費、また修繕費の個々の詳細が記録されるべきである。調整額は統制勘定（資産の全価値また減価償却総累計額のための両方）と補助元帳における支払勘定また受取勘定、さらにその他の補助元帳勘定項目についても共に定期的にまた同じ方法でなされるべきである。(p. 111参照) 上述のような各々の勘定の記録はまず工場施設の記録簿に補助元帳の形でなされ、それらを一つの項目たとえば固定資産勘定や減価償却総累計額として、総合計して一括して表示するのは総勘定元帳になされる。また、一括して示された勘定が統制勘定ということになる。

そのような会計記録簿が維持される場合、各々の項目のためあるいは項目の各々のグループのために、別々のより正確な割合また方法を用いて減価償却を計算することが可能となる。これはより正確な製品原価（製造業者にとって全部原価計算のために）またすべての企業のためにより正確な利潤決定を結果する。(p. 111参照)

さらに、価格が変動する場合、そのような会計記録簿は、もしもある項目に関する特殊原価あるいは特殊価格指数が同じ会計記録簿内で他の項目と異なる割合で変動するならば、また同じ統制勘定と連動しているならば、そのような会計記録簿の維持はより大なる正確性を与えるであろう。(p. 111参照)

ある程度規模以上の企業はこのような会計記録簿を所有している。また、これは今日の現代的会計機械、パンチカードやコンピュータの利用によっ

て多くの困難を引き起こさない。正確性と生きた情報を持つという利点はある困難さを相殺する。(p. 111参照)

各々の項目のために修繕費また維持費に関する詳細を記録することによって、多くの価値ある情報が新しいあるいは設備取替のための投資に関する意思決定に有益となる。(pp. 111—112参照)

IV 減価償却の算定方法とその処理方法

(1) 期間平均現在原価による減価償却

前章(棚卸資産)で、売上原価に関して述べた時、推奨される修正はその期間の平均現在原価で売上原価のための数値を計上すべきであるということが指摘された。売上収益数値が、自動的にその期間の平均現在原価で計上されるのであるから、売上原価もまたその期間の平均現在原価でなければならない。このような対応計算が論理にかなった利潤数値を生むのである。(p. 112参照)

もしも、首尾一貫した議論がなされるならば、それ故にその期間の平均現在原価で減価償却費も計上されることが必要であろう。その期間の平均現在原価で減価償却費を計上するということは、事務的には多くの努力を要しない。(p. 112参照)

年度初めに、10,000ドルの現在価値の数値を示す資産が年度末に11,200ドルになっているという例を仮定しよう。もしも、減価償却が1年につき12%の割合で賦課されるべきであり、またもしも現在原価がその期間を通じて平均割合で上昇しているならば、その年間の平均現在価格における減価償却費は次のようになるであろう。単位はドルである。

$$12\% \times \frac{10,000 + 11,200}{2} = 1,272$$

その年度に基礎を置いた場合の減価償却費は、もちろん11,200ドルの12%すなわち、1,344ドルとなる。(p. 112参照) 前者の方がよい、とする。

ニコルス氏 (Mr. W.E. Nichols) は、減価償却費がこの方法で計算されるならば、次のようなことが言えよう、と述べる。減価償却費と資産価値との間の慣習的環は、所得決定目的のために期間平均価格で減価償却費を計上することが、また現在価値貸借対照表作成目的のために年度末価格を用いることが必要になるという理由から、破壊されるにちがいない。現在所得と減価償却可能資産の現在価値の両方を記録する合理的な満足すべき会計組織を工夫するに際しての問題は減価償却と資産価値との間の慣習的貸借記入の環を維持する一つの便利な方法（両方に期末現在価値を用いる方法）を選択するかもしれない。あるいはその環を破壊する一つの代りの方法（一方には、期間平均現在価値を他方には、期末現在価値を用いる方法）を選択するかであるが、後者はその期間の現在所得について満足すべき測定を与える。現在所得に関する満足すべき理由が減価償却費と資産評価の間の慣習的環を維持することよりも重要である¹⁾。(p. 113参照)

上の例で、年度初めに10,000ドルで固定資産を購入したとすれば、平均現在原価価格による減価償却費と年度末の純現在価値における資産は、決算時に次のように仕訳されるであろう。(p. 113参照) 単位はドルである。

減価償却費	(借方) 1,272
減価償却累計額	(貸方) 1,200
資産再評価剰余金勘定 (貸方)	72
(年間平均現在原価による減価償却)	
資産現在価値修正勘定 (借方)	1,056

資産再評価剰余金勘定 (貸方) 1,056

(年度末の純現在価値と純歴史原価との差額，すなわち11,200ドルの88%マイナス10,000ドルの88%)

総勘定元帳における勘定は次の通りである。(pp. 113—114参照) 単位はドルである。

固定資産	減価償却累計額
1 / 1 × × × × 10,000 	12/31 減価償却 費 1,200
資産現在価値修正勘定	資産再評価剰余金勘定
12/31 再評価剰 余金勘定 1,056 	12/31 減価償却 費 72 現在価値修正 勘定 1,056
<div style="text-align: center;">減価償却費</div> 12/31 諸口 1,272 	

年度末の貸借対照表の固定資産の部は以下のようになる。

原価による固定資産	10,000
減価償却累計額	(マイナス) 1,200 8,800
資産価値修正	(プラス) 1,056
歴史的な原価を現在価値に修正	9,856

上記に関しては，次のような問題点がある，とギンザーは述べる。固定資産勘定，減価償却累計額勘定が歴史的な原価で示されている。これらは現在原価で表されるべきである，とする。また，減価償却費は簡便な方法によって，年間の中間時点の現在原価で算定されたが，月々の現在原価による減価償却費を集計した方が正確な年間の平均現在原価減価償却費を示す，

という。(pp. 114—115参照)

(2) 推奨される手続きと会計記録

上述した問題点を解決するためには、次のようにすべきである、とする。例で説明する。上の(1)の例と同じように、固定資産を10,000ドルで購入した。期末には、それが11,200ドルになった。減価償却費は年定率12%で求められる。また、4月と10月に価格上昇をみた。状況は次の通りである。(p. 115参照)

(単位：ドル)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
歴史的原価に対する現在価値	10,000	10,000	10,000	10,600	10,600	10,600
減価償却費は年12%,月割り1%	100	100	100	106	106	106

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
10,600	10,600	10,600	11,200	11,200	11,200	127,200
106	106	106	112	112	112	1,272

上述したように、ギンザーは月々の現在原価による減価償却費を算定するのであるが、それは、価格上昇は一定割合で、上昇するものではない、ということ仮定するからである。月々の現実的変動は一定ではなく、上昇したり、下降したりしている。このような理由から、月々の減価償却費の方が正確である、とする。(p. 115参照)

月々の減価償却費は月々の月末の現在原価による資産に基礎を置くということが推奨される。これらの月々の減価償却費の合計額はその年間の平均に大変近いものになるであろう。各々の月の中間点の価格における減価償却費を基礎とすることは完全な正確性をもたらすであろうが、この方法

はとらない。(p. 115参照) それは、計算が余りに複雑になるからであろう。

さて、上の説例は次のように処理されるべきである、とする。(以下, pp. 117—120を参照) 資産の現在価格が意味ある変動をするやいなや、諸記入が(i)関連する補助元帳、すなわち工場施設記録簿に、また(ii)総勘定元帳における統制勘定に、ただちになされるべきである。4月に価格上昇が起こった。この再評価は工場施設記録簿に記録され、また同時に以下の記録が統制勘定を修正するためになされる。単位はドルである。

4月10日

固定資産勘定* (借方) 600

資産再評価剰余金勘定 (貸方) 600

(現在価格によって全資産数値を再評価する)

減価償却累計額残高が価格上昇にともない修正される。その場合、資産再評価剰余金を取り崩される。

4月10日

資産再評価剰余金勘定 (借方) 18

減価償却累計額勘定 (貸方) 18**

(現在価格によって減価償却累計額残高を再評価する)

上記二つの仕訳を一つにまとめれば、次のようになる。

4月10日

固定資産勘定 (借方) 600

減価償却累計額勘定 (貸方) 18

資産再評価剰余金勘定 (貸方) 582

次に、10月に価格上昇が起こった。

10月10日

固定資産勘定 (借方) 600

資産再評価剰余金勘定 (貸方) 600

10月10日

資産再評価剰余金勘定 (借方) 54

減価償却累計額勘定 (貸方) 54*** 上記二つの仕訳を一つにまと

めれば、次のようになる。

10月10日

固定資産勘定 (借方) 600

減価償却累計額勘定 (貸方) 54

資産再評価剰余金勘定 (貸方) 546

※ これは上の(1)の例でのべた資産現在価値修正勘定ではなく、固定資産勘定を用いている。これによって、固定資産勘定の残高は時価に統一される。10月10日の仕訳も同じである。

*** 歴史的原価による減価償却累計額を再評価した額である。 $(106 \times 3 \text{ か月分}) - 100 \times 3 \text{ か月分} = 18$ 。このような仕訳によって、この勘定残高が時価となる。もちろん、これには10月10日の仕訳も係りがある。なお、借方は費用勘定でない点にも注意する必要がある。

*** $(112 \times 9 \text{ か月分}) - (106 \times 9 \text{ か月分}) = 54$

関連する全勘定を示せば、次の通りである。単位はドルである。

固 定 資 産*	
1 / 1 ××××	10,000
4 / 10 資産再評価剰余金	600
10 / 10 資産再評価剰余金	600
	11,200

減価償却累計額**

	1 / 31 減価償却費	100
	2 / 28 減価償却費	100
	3 / 31 減価償却費	100
	4 / 10 資産再評価剰余金	18
	4 / 30 減価償却費	106
	5 / 30 減価償却費	106
	6 / 30 減価償却費	106
	7 / 31 減価償却費	106
	8 / 31 減価償却費	106
	9 / 30 減価償却費	106
	10 / 10 資産再評価剰余金	54
	10 / 31 減価償却費	112
	11 / 30 減価償却費	112
	12 / 31 減価償却費	112
		1,344

資産再評価剰余金

4 / 10 減価償却累計額	18	4 / 10 固定資産	600
10 / 10 減価償却累計額	54	10 / 10 固定資産	600
12 / 3 残 高	1,128		
	1,200		1,200

減 価 償 却 費

1 / 31 減価償却累計額	100
2 / 28 減価償却累計額	100
3 / 31 減価償却累計額	100
4 / 30 減価償却累計額	106
5 / 31 減価償却累計額	106
6 / 30 減価償却累計額	106
7 / 31 減価償却累計額	106
8 / 31 減価償却累計額	106
9 / 30 減価償却累計額	106
10 / 31 減価償却累計額	112
11 / 30 減価償却累計額	112
12 / 31 減価償却累計額	112
	1,272

※ 前の(1)の例と比較すると、残高が10,000ドルから11,200ドルになっている。この額は期末の現在原価を表している。

※※ この1,344ドルも期末の現在原価を表している。

関連するすべての勘定残高が時価で統一される。年度末の貸借対照表の固定資産の部は以下のようなになる。

固定資産		11,200
減価償却累計額	(マイナス)	<u>1,344</u>
		<u>9,856</u>

注

1) Nichols, W.E., *Australian Accountant*, September 1961, p. 511.

V 減価償却累計額に対する遡及修正

(pp. 120—129参照)

上の(2)で示した4月10日の仕訳は次の様であった。単位はドルである。

- ①固定資産勘定 (借方) 600
 資産再評価剰余金勘定 (貸方) 600
- ②資産再評価剰余金勘定 (借方) 18
 減価償却累計額勘定 (貸方) 18

上の②の18ドルは過去3か月分の減価償却累計額勘定に生じた遡及価格変動上昇修正分である。②のこの仕訳は18ドルを①の資産再評価剰余金勘定から振り替えた形になっている。なお、ギンザーはこの遡及修正をバックログ (backlog) ではなく、リトロスペクティブアジャストメント (retrospective adjustment) と呼んでいる。通常の方法と異なるからであろう。

②の仕訳を次のようにすることも考えられる。

- ③損益勘定 (あるいは損益留保勘定) (借方) 18

(Profit and Loss A/c or Profit and Loss Appropriation A/c)

減価償却額累計額勘定 (貸方) 18

③の仕訳は減価償却累計額に生じた過年度の価格変動上昇分を本年度の収益から回収しようとするものである。このようにすることによって、現在原価額の固定資産と取替が可能となる。この方法が一般的に言われるバックログ法である。

メイとモスト (Mey, A. and Most, K.S.) は次のように述べる。再評価を行う場合(たとえば、価格変動が重要な意味を有する時)、作業単位の減価償却要素は再計算されねばならない。未来原価のためには、新しい単位数が用いられねばならないであろう。過去の引当累計額が不十分(あるいは、過度)である限り、一つの修正がなされなければならない。不十分な費用(あるいは、過度な費用)はその修正のために当該期間の損益勘定(the profit and loss account)に借記されねばならない¹⁾。英国原価計算担当者協会(Institute of Cost and Works Accountants)は次のように述べる。十分な現在取替原価を準備するために以前賦課した費用におけるその過少は損益勘定によってなされるべきである²⁾。チェンバース(Chambers, R.J.)は次のように述べる。……その不足額は、初年度の引当額が後の知識の考慮において不十分であったという事実によるのである。すなわち、初年度の年度末に、2年度の年度末に到達しているであろう価格水準を予測することは困難な場合がある。そのような場合の不足額は減価償却累計額勘定の貸方に、また借方には分配されない利潤額(たとえば、損益留保勘定)として計上されるであろう³⁾。

しかし、ギンザーは③の仕訳のやり方や上の見解には反対している。この方法のように、遡及減価償却修正額を損益勘定に借記することは誤りである。このような会計処理を行うことは(たとえば、価格が上下動する時)

収益に対して過大な費用を課す結果となる。費用は正確に収益を生み出す期間に使用された資産の現在原価で賦課されるべきである。収益に対して遡及減価償却を賦課することは当該期間の利益決定に誤った結果を導くことになる。

また、損益勘定でなく、損益留保勘定に遡及減価償却修正を賦課すべきとする考えも基本的に誤りである。もしも、減価償却費が前年度以前において、現在原価で表示されてきたのであれば、それに基づいて決定された利潤はその時点では正しい。この利潤を修正することはこれらの年の利潤決定についての証拠を消し去ることになり、正しくない。

費用に遡及減価償却修正額を賦課させる考え方は1資産の耐用年数期間にわたって、当該資産の全体の最後の現在原価を賦課しなおすことによって、その資産のあるいは価値において同等のものとの取替資金を留保しようとする願望にあるように思われる。すなわち、引当累計額はその資産の耐用年数の終了時に、現在原価を基礎とした減価償却費を回収することによって、資本維持をはかろうとする願望のためになされるように思われる。ギンザーはこの考え方について、会計調査研究No.6の見解を引用して批判している。すなわち、次のような見解である。減価償却のための会計は、ある額の資金が企業において留保されるであろうということを保証するものではない。しかし、もしも取替原価が歴史的な原価よりも高いような時でも、資産の耐用年数にわたる全減価償却費がそれと等しくあるべきであるという考え方あるいは期間的減価償却費と等しい資金が取替原価の額まで蓄積されるべきであるという考え方は否定されるべきでない。取替原価の価格上昇にともない、その部分を全減価償却費によって補充すべきとする主張は、現在評価価値（あるいは原価）に基づく減価償却費よりも以上の額が過去の期間の不足額を埋め合わせるために、各年に賦課されねばなら

ないということを意味する。このことは、明らかに現実からはずれた原価に結果することになるであろう⁴⁾。

正しい手続きは次のように推奨される。減価償却費は各々の期間において現在原価でなされるべきである。遡及修正は各々の場合において純資産価値に関係し、またその記録の他の側は資産再評価剰余金勘定でなければならない。

ある場合において、利潤額に対して遡及減価償却修正を賦課することによって、資本を維持すべきであると考え人々は一つの重要な点を見逃している。もしも、(現在原価による)減価償却費によって、企業に留保すべき資金が同じ割合の(すなわち、価格上昇時に)価値で“評価される”他の物的資産に再投資されるならば、その場合取替のための十分な資金が企業の中に留保されるであろう。

この重要な点は多くの人々によって注目されてきた。また、この点についてのある見解はその情況をもっと明らかにすることに役立つであろう。マシューズとグラントは次のように述べる。もしも、その取替価値が将来において上昇し続けるならば、この基礎(すなわち、現在原価で)に立って計算される減価償却はその資産の取替のために十分な資金を必ずしも与えることはできないであろう。もしも、資金がインフレーションとともに価値において自身で上昇していくような資産に投資されるならば、恐らくそうされるであろう⁵⁾。エドワードとベルは次のように述べる。しかしながら、蓄積された費用(減価償却による)が取替原価と等しくなるべきであるという理由は存在しない。このような関係についての仮定は、減価償却が自動的に取替のために、資金を提供するものであるという古い誤った考え方からきているように思える。正しい損益計算書は取替の意思決定をするに際して、経営者にとって有益であるが、しかしこのことは減価償却費

の決定と固定資産との間に存在する単なる直接的相互依存関係の存在を意味しているにすぎない。取替は、明らかに自動的にはなされないし、またしばしば現存するものとは本質的に異なる資産を購入することによってなされるだろう。その資産の耐用年数期間にわたって、もしも価格が上昇していくなれば、経営者は現在原価減価償却を行う結果として、歴史的な原価減価償却によって得られる資金を超える取替資金を得る。そのような資金は価格変動の正確な型をどう見るかまたその期間内にわたる資金を用いることにおける経営者の技術に依存していて、取替目的のために多いかもしくは少ないか不明である。たとえば、類似の資産に回収した減価償却資金を継続して投資するならば、企業は常に機械のその有高を維持し得るということが保証されるであろう⁶⁾。ソロモンズは次のように述べる。減価償却資金が準備され、それらが企業の内外に投資される場合、それらは資産の形で蓄積される。それらの蓄積された資産の価値が取替資産の価値と大体同じ価格変動をするならば、それらは価格水準の予測不能な動きに対して完全な良好な“防護手段” (“hedge”) を与える。もしも、資産の取替原価が現在の水準より以上に上昇する場合、減価償却資金は、売却可能資産が望まれるかもしれない。現時点で賦課される減価償却が現時点の資産原価の部分を形づくるのに十分である限り、将来価格の変動はその流れにまかされうる⁷⁾。バックスター (Baxter, W.T.) は次のように述べる。われわれは、その場合、各年に (減価償却による) 流動化した各部分の資金を単に議論せねばならないのか、また (利潤から) より早い年に蓄積された各部分の資金まで見直したりまたさらに補充せねばならないのか。このような考えは必要ないであろう。現金は年間を通じて流入するので、各部分の資金はその企業にとって最も生産的であると考えられる資産には何にでも財務の責任者によって投資される傾向にある。もしも、これらが貨幣的資産

でないならば、それらはインフレーションと歩調を合わせてそれ以後ずっと評価されるであろう。補充は自動的になされる⁸⁾。

たとえ、減価償却のために遡及修正が利潤に対して賦課されないとしても、いかに取替目的のために十分な資金が企業内部に準備され得るかを具体例で示すことが今や求められる。

1 固定資産が初年度に10,000ドルで購入され、その資産の耐用年数の見積りは10年であり、定額償却法が用いられ、その企業経営は利潤をあげており、また現在原価減価償却費を通じて企業内に留保される現金資金はただちに土地に再投資され、その土地のための特殊指数は同じ方向に変動し、減価償却される資産の特殊指数と同じ割合で変動するということを仮定しよう。なお、土地はこの例においては、その例示を簡単にするために選ばれたものである。

単位・ドル

1.	2.	3.	4.	5.
	指 数	固定資産の 総現在原価	減価償却費、 1年間の平均現在原価	土地に10年度末まで再 投資される。毎月間分 は概算値である。
開始年度 1	100	10,000	1,050	$\times \frac{200}{105} = 2,000$
年度末 1	110	11,000	1,150	$\times \frac{200}{115} = 2,000$
年度末 2	120	12,000	1,250	$\times \frac{200}{125} = 2,000$
年度末 3	130	13,000	1,350	$\times \frac{200}{135} = 2,000$
年度末 4	140	14,000	1,450	$\times \frac{200}{145} = 2,000$
年度末 5	150	15,000	1,550	$\times \frac{200}{155} = 2,000$

年度末	6	160	16,000	1,650	$\times \frac{200}{165} = 2,000$
年度末	7	170	17,000	1,750	$\times \frac{200}{175} = 2,000$
年度末	8	180	18,000	1,850	$\times \frac{200}{185} = 2,000$
年度末	9	190	19,000	1,950	$\times \frac{200}{195} = 2,000$
年度末	10	200	2,000		
				15,000	20,000

取替原価に関する上記の議論において、二つの“もしも”が含まれていた。すなわち、

(a)もしも、減価償却費によって企業内に保有される資金が他の物的資産に再投資されるならば、また

(b)もしも、これらの他の新しい物的資産がまた同じ割合で“評価される”ならば（すなわち、価格上昇の期間を仮定すれば）

これら二つの“もしも”が、両方とも起こらないならば、その結果がどうなるかを見よう。まず、(a)からみる。もしも、企業内に留保される資金が価格上昇期間において、物的資産に再投資されないならば、それは資本に関する多くの浪費となるであろう。もしも、他のことが同じであるとしても、その現金を浪費することは、流動資産の形で現金を保有することは、あるいは貸方側を減ずることはまずい経営管理であろう。これらのことはインフレーションに対する防護手段とはならないであろう。ソロモンズは次のように述べる。減価償却資金は、取替原価が上昇するのに、価値において増加しない資産、すなわち現金あるいは確定利付き証券に“投資されうる”ことが可能である。このことはその企業が将来の価格変動に対して

防護手段をほどこすことに失敗することを意味し、その結果として損失を生むかもしれない。しかし、このような損失は全く別ものとして見なければならぬ。すなわち、資産取替のための問題とは、この場合は異なる⁹⁾。

減価償却費による資金によって留保される貨幣的請求権あるいは確定利付き証券は価格上昇時、次のように記録される。

貨幣資産保有損失 (借方) × × ×

資本剰余金 (貸方) × × ×

これは純粋な意味の取替のための記録ではない。貨幣資産を保有しているというその事実を記録したものである。しかし、この記録は利潤額、配当金の流出を防ぎ、結果として資本維持に役立つことにもなる。

次に、上の(b)を見る。減価償却費によって、企業内に保有される資金が価格上昇時において、同じ割合で評価され得ない他の物的資産に再投資される場合、資本維持はどうであろうか。すなわち、新しい資産の特殊現在原価あるいは指数が異なる割合で変動する場合、維持はどうであろうか。

1 企業は多くの種類の固定資産在庫を所有するものであり、またこれらは時々取り替えられるにちがいない。各々のいろいろな種類 (each various class) の資産はその種類内における循環によって取り替えられることが可能であるし、あるいは1種類の減価償却によって供給される資金が他の種類のある項目に、またその逆に取り替えるために用いられることがあり得る。大きな製造企業においては、多くの取替意思決定に際して用いられる資金の源泉をいちいち指摘することは不可能なことであろう。このことに関連して、世界的規模のフィリップス電器会社の主任内部監査役のゴージェケット教授 (Prof. A. Goudekot) は彼の組織を次のように言っている。その企業の大きさ故に、企業が継続せられるものである限り、その全固定資産の構成は概算額で平均化しなければならないのである。その結果、

すべての実践的諸目的のための年々の取替原価額はその年の減価償却と等しくなる。(それらは現在原価に基礎を置くものであるということを思い起こしなさい)。このことは、固定資産に投資される資本は、常に全固定資産の耐用年数に関係し、繰延減価償却費は準備されるべき必要はない、ということの意味する¹⁰⁾。

これら二つの“もしも”を考慮する時、減価償却費は利潤決定過程の部分であるということが思い出されるにちがいない。固定資産の取替のために資金を準備する傾向にあるというその事実はちょうど“もののついで”の感じである。このことが実際になされるか否かは経営者の能力、彼らの再投資意思決定、技術変化、企業や産業が置かれているその展望に依存する。

注

- 1) Mey, A. and Most, K.S., *Accountant*, September 1963, p. 279.
- 2) Institute of Cost and Works Accountants, *The Accountancy of Changing Price Levels*, p. 61.
- 3) Chambers, M.J., *Accounting and Action* (Law Book Co. of Australasia Pty. Ltd., 1957), p. 152.
- 4) A.I.C.P.A. Accounting Reserch Study No. 6, *Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes*, pp. 33-34.
- 5) Mathews, R. and Grant, J. MCB., *Inflation and Company Finance*, Sydney, Law Book Co. of Australasia Pty. Ltd., 1958, p. 12.
- 6) Edwards and Bell, *op. cit.*, p. 193.
- 7) Solomons, *op. cit.*, (*Accountants' Journal*, October 1948).
- 8) Baxter, W.T., *The Investment Analyst*, December 1962, p. 10.
- 9) Solomons, *op. cit.*, (*Accountants' Journal*, October 1948).
- 10) Goudekhet, A., *Journal of Accountancy*, July 1960, p. 39.

VI その他の問題

(1) 加速償却 (p. 129参照)

前章（棚卸資産）で、後入先出法について現在原価法における売上原価の計算からははずすべきであると説明をした。この章においても、加速償却について簡単であるが、述べなくては完全でないであろう。偶然にも、それはその影響において、後入先出法と同じである。

加速償却は現在原価で減価償却を賦課するものであるが、現在原価法としては大変貧弱な方法である。たとえ、幸運にも加速減価償却費が特殊現在原価（偶然にも、全く異なるところの）を基礎とする正しい減価償却費に概算的に近いとしても、その全資産の評価増加をするに際しての失敗は、その固定資産が貸借対照表で、真に低評価される、ということの意味する。このことは後入先出法の場合と同じように、貸借対照表を価値のない書類とする。

また、加速償却は、後年において資産がまだ完全生産の状態にある時、利潤額の過剰表示を引き起こす傾向にあり、その場合資産が創造する収益に対して減価償却をするために残っている原価はほとんど存在しない。より新しい資産の加速償却はこのことについて注意を必要とするであろうが、しかしこの過程が続けば、正確な減価償却費を計上するために熟練した数学者や奇術者 (magicians) を必要とするであろう。ある場合において、資本曲線が平行になるやいなや清算の日がくるにちがいない。

(2) 無形資産—営業権 (pp. 129—133参照)

創業費、特許権、著作権などの無形資産項目が会計記録の中に存在する

時、それらの源泉はなんらかの支出額で、常に跡づけられる。固定資産と同じように、これらの資産は将来の用役単位を含むものであり、またそれらはこれらの用役単位に関する期待効果割合によって償却されるべきである。ある種の無形資産は1会社の全生命期間にわたって利益額を供給するであろうし、そのような場合その企業の全生命期間にわたって償却されるべきであり、またもしもその生命期間が瞬間であるならば、償却はゼロであるべきであろう。無形資産の歴史的原価がその価値を過少に表示していると考えられる時はいつでも、あらゆる努力がその項目に完全な見積価値を付すためになされるべきである。その場合、差額は資産再評価剰余金勘定の貸方に記入される。もしも、このことがなされないならば、企業にとって利用可能なすべての権利の現在価値は貸借対照表に表示されないであろうし、またもしもその無形項目が償却されるものであるとするならば、将来の利潤は過大に表示されるであろう。多くの無形資産にとって市場が存在しないという事実は価格や価値の変動時に問題を引き起こすが、しかし再評価が重大な価格変動時に行われなければ、ある心配が、すなわち計上される成果について正確性の点で、それを行った時よりも劣るであろう、ということについての心配がある、ということである。

営業権は、たとえば専売状況、企業の良い名前また評判、優秀な社員、経営者の傑出した能力、企業の好ましい運営状況、何年間にもわたって取引先と展開してきた好ましい状況から企業に生ずるそれらの経済的便益の現在価値である。営業権はすべてのその他の資産の現在価値を超えた全体としての企業の現在価値の超過分（もし、あれば）である¹⁾。もしも、この超過が企業の継続期間中ある時点で、正確に計上されるべきであるならば、全企業にとってのまたその資産にとっての将来純現金収支額（the future net cash flows）（それら両方がその時点で存在しているとして）はそれら

の現在価値を得るために見積られるまた割引かれる必要がある。もしも、営業権における諸変動を計上することが望まれるならば、この主観的過程が毎年繰り返されねばならない。概念的に、ある年からある年へのあるこのような諸変動は割引過程において、三つの主要な要素から構成されるであろう。

1. 現在、今存在しているその年度のための見積現金収支額における還元。

2. 増加は以下に帰因する。

(a) 1年ごとに現在年度により近づいてくる各々の他の将来年度の現金収支額、また

(b) 最も離れたしかし今認識可能な年度の現金収支額の認識。

3. ある増加もしくは減少は以下の(a)、(b)における可能な諸変動によって起因される。

(a) 割引されているさまざまな見積純現金収支額、また

(b) 割引率それ自体。

(たとえば、上記の2が1——逆も同様——を超える範囲で、全営業権における純増加があるであろう)²⁾。

このような主観的計算は実践においては不可能であろう。実際に、営業権分野における客観性の欠除は、たとえば内部的使用のためにさえも、営業権を価値づける会計士はほとんど存在しないという結果をまねいた。営業権は、それが購入される時のみに限って常に認識されまた記録される。このことは、その企業のために支払われる購入価額が獲得される他の資産の結合価値を超える時に認識される。この状況において、会計士は減価が発生すれば、損益に賦課したり、貸借対照表に記載しなければならない。これは、確かに高度に不安定な状況を結果する。営業権は多くの継続企業

に存在するが、ある企業の購入した営業権がある年度において減価しないということもあり得る。

このような不安定は購入した営業権をできるだけ早く償却するといういたる所にある盲目的崇拜神 (a prevalent fetish) に起因するかもしれないし、またそうすることは、この償却が起こる年度の利潤を常に非常に過少表示する結果になる。たとえば、一つの試みがより合理的な方法で、その購入された営業権を償却するためになされるとしても、関連する当該年度のための利潤は上記の2と3に述べた営業権の諸変動を無視することによって、なお過少表示されるであろう³⁾。

営業権の購入価格は、関連企業の収益力が弱められないならば、その期間においては、企業の勘定にそのままのこされるべきであり、またもしもその企業が順調に継続されているならば、また、あるいはもしも価格水準が上昇するならば、その価格は増加するための必要な措置を与えられるべきである。このことは営業権の無分別な償却によって引き起こされる誤った利潤決定をさけるのみならず、また貸借対照表に営業権の現在価値を示すことを結果するのである。これはすべての資本利益計算 (overall return on capital calculations) のために必要であり、またすべての関係者に対してより良い報告をするために必要である。

これらの理由の故に、全体としての企業価値 (それ故に営業権——もしあれば) を、すなわちある購入された営業権が帳簿上存在するにしても、しないにしても、計上するための一つの試みが経営者によって毎年なされるべきであるということが考えられる。ラッド (D.R. Ladd) (同じ考えに立つ) は次のようにいう。個別企業についての公共会計士の知識、他の依頼者によってなされた見積りと個別企業のそれとを比較するための彼の能力また一般的な企業の知識を利用して (営業権について) 経営者の見積り

の合理性を検証することが公共会計士の一つの重要な職能である³⁾。営業権の見積り計上を行うとしても、公共実践における多くの会計士の態度は多くの場合、そのような評価を内部報告するためにのみ限定して行うだろうということが信ぜられる。この信念が正当であるとすれば、評価は上にも述べたが、公表会計においては、購入営業権のみになされればよいであろう。

注

- 1) 営業権の金額を示す。
- 2) 継続期間中の営業権の諸変動額（増加額）はこのような比較計算によって計上される。1の数値は当該年度だけで求めた金額。2は全耐用年数期間にわたる金額である。記録するとすれば、増加額は資本剰余金ということになる。1+2における差額が1年間の営業権の増加額ということになる。
- 3) 以下はギンザー自身の注記文による見解である。現在原価でこれらの資産の純帳簿価値を表すことがなされないならば、購入資産（営業権）を減価償却する時、利潤決定過程におけるさらなる不正確さが起こるのであろう。また、しばしば購入営業権の数値はその企業の全購入価格からその資産のための純帳簿歴史的な原価を差し引くことによって確かめられる。1963年9月のカナダ勅許会計士（雑誌）のp. 185にバークレイ（H.J. Barclay）が表明した見解は良い忠告を含んでいる。“さまざまな純資産に購入価格を割り当てる場合、現在価格水準また獲得された状況について新しい所有者の考える判断が最も重んじられるべきであり、以前の所有者の帳簿価値についてであってはならない。もしも、後者の価値が新しい所有者にとっての合理的価値の最良の証拠と一致していたりまた示したりしていないならば、それは会計目的にとって意味を有さない。”

VII おわりに

五つの項目にわたって見てきたが、その中で問題があると考えられるところを取り挙げ、それについて筆者の感想をのべむすびとしたい。

以下はIIに関連するところである。資産は営業に役立ちうる、あるいは

利用しうる用役潜在力の総計である。この場合、資産の価値としては、割引現在原価が適当である、とする。従って、資産の価値の減少、つまり割引現在原価の減少が減価償却費ということになる。しかし、この価値観は、その計算に主観が入り、会計の計算には使えない、とする。そこで、代替的に特殊現在市場価格や特殊価格指数が採用される。そして、両者は通常では大体近い数値を表す、とする。前者は特定資産の将来収益に基づく現在価値を、後者は特定資産の現在の市場価格を意味する。しかし、割引現在原価は歴史的な原価よりも将来志向的価値であることは間違いのないところであるが、特定資産の特殊市場価格や特殊指数に基づく価値観は取り替えが考慮されていて、根本的に理念の異なる概念のように思える。

特殊指数の採用について、固定資産にそれを使用する場合、従前と全く同じ資産が現在そこに存在しているということは、耐用年数が長くなればなる程、困難となる。そこで、ギンザーは類似の資産、グループ別の資産を代用してよい、とする。ギンザーは本書の49頁で次のように述べている。「この方法において、技術的改善、多角化、自動化等を通じて企業内に起こる漸進的变化は利潤決定のために特殊指数が用いられる限り、正しい方法であると考えられる」と。また、別の論文で次のようにも述べている。理論と実践の両方において、私は常に減価償却費と現存資産の両方を表示するために、現存資産の再生産原価における諸変動を用いることを……¹⁾。ギンザーは、具体的には前者と後者の調整をはかりながら資本維持をしていくということを考えているようである。本書では、具体的問題については述べられていない。

IIIは帳簿組織の問題であるが、ここでは具体例が述べられていなくて、これ以上のことは不明である。ただ、現在原価会計を採用すると、歴史的な原価会計よりも帳簿組織が複雑になることは間違いがない。ギンザーは数値

の算定については、コンピューター等の会計処理の手段の利用によって克服できる、と述べている。

Ⅳは減価償却費には、平均現在原価が用いられる、とする。これについては、最後の時点の現在原価がそれに用いられるべきである、とする見解も考えられる。価格水準変動は上昇する時も下降する時もあり、その平均化したもので良しとする。最後の時点の現在原価だけに減価償却費をあわせて算定することはかえって年間で見ただけの場合、誤った数値になる、と考えている。従って、資本維持額は年平均額で算定される。減価償却費はこの場合、月々算定される。また、月別算定は経営管理に有益である、とする。減価償却費をこのように年平均で計上するという見解はギンザーの大きな特徴である。

Ⅴは減価償却累計額の遡及の問題である。ギンザーはこの会計処理を(借方) 資産再評価剰余金勘定××× (貸方) 減価償却累計額勘定×××として処理する。このようにする理由を2, 3あげている。筆者はギンザーの処理に以下のような理由で賛成である。もしも、多くの一般的見解のように、(借方) 損益勘定××× (貸方) 減価償却累計額勘定×××とすると、資本維持について無制限に認められるように思われるからである。利潤の資本化については、一定の制限がなされるべきである。その歯止めがこのような処理によってなされる、と考えられる。

ギンザーは減価償却による資金を他の資産に投資して、取替資金を得ることも可能である、という説明をここでしている。もちろん、これは経営財務上からの見解である。その時、固定資産の価格を現在原価に修正して減価償却費を算定し、それが土地に投資されるということを示した。彼は補遺 (Appendix) において、固定資産の価格を歴史的な原価そのままにして減価償却費を求め、それが土地に投資された場合、その資金がどうなるか

を示しているので、これを最後のページにあげておきたい。設例は前と同じである。

VIでは、無形資産の問題が扱われている。ここで、問題になるのはこの種の資産を現在原価で表すことである。ギンザーも価格水準変動の時、当然それらを現在原価で処理すべきである、と論じている。しかし、具体的にどのように処理するかは論じられていない。無形資産には、通常市場が存在しないからである。筆者はその無形資産と密接に関連する製品などの、たとえば特許権だとそれに関連する製品の個別変動を利用して、それに現在原価を付すより他に方法がないように思われる。

営業権については、買入営業権のみを計上する。自己創設営業権は将来現金収支額について主観性が入るので、計上できない、とする。買入営業権の現在原価評価についても同じである。再評価はできない、とする。しかし、将来現金収支額の計算が主観的であっても、企業の内部計算においては行われるべきである、とする。そして、この計算結果は買入営業権に利用される。すなわち、その価値が上昇している時は減価償却をすべきでない、とする。買入営業権は、その場合従来と同じということになる。ギンザー独得の考え方と思われる。

注

- 1) 九州産業大学「商経論叢」第37巻第1号、ギンザー教授の「C.C.A.に関する疑問への解答また期待される効果」について、山谷著、p. 16参照。

p. 134参照, 単位・ドル

1.	2.	3.	4.
	指 数	減価償却費, 歴史的原価	土地に10年度末まで再 投資される。毎月間分 は概算値である。
開始年度 1	100	1,000	$\times \frac{200}{105} = 1,905$
年度末 1	110	1,000	$\times \frac{200}{115} = 1,600$
年度末 2	120	1,000	$\times \frac{200}{125} = 1,600$
年度末 3	130	1,000	$\times \frac{200}{135} = 1,481$
年度末 4	140	1,000	$\times \frac{200}{145} = 1,379$
年度末 5	150	1,000	$\times \frac{200}{155} = 1,290$
年度末 6	160	1,000	$\times \frac{200}{165} = 1,212$
年度末 7	170	1,000	$\times \frac{200}{175} = 1,143$
年度末 8	180	1,000	$\times \frac{200}{185} = 1,081$
年度末 9	190	1,000	$\times \frac{200}{195} = 1,026$
年度末 10	200		
		10,000	13,856